

令和 3 年度第 4 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 3 年 5 月 2 5 日

担当部・課：健康部健康推進課〔内線 2 4 1 2〕

① 件 名
石巻市地域外来・検査センター診療事業について（新型コロナウイルス感染症対策）
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>現在、国内では新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が 9 都道府県に発令され、依然として変異株による新規感染者数など高い数値で推移している中、感染の広がりや感染者の重症化等が警戒されている。</p> <p>また、宮城県においては、「まん延防止等重点措置」の適用は解除されたが、変異株による感染の急拡大や解除に伴うリバウンドも懸念され、本市においても、依然として警戒を緩めることができない状況にあり、感染が疑われる患者等に対する石巻圏域の検査体制の確保が求められている。</p> <p>【目的】</p> <p>石巻市地域外来・検査センター診療事業について、当センターに従事する地元医師会の協力医師に対し、休診時においても拘束される時間帯が生じ、自院における医療行為等が制限されることになるため、医師報酬相当分を支払い、当センターの適正な運営を確保し、石巻圏域の検査体制の充実を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号） 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）</p> <p>【〔個別計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 3 年 1 月～3 月 関係機関協議（地元医師会、宮城県）</p> <p>5 月 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関係部局協議（令和 3 年度交付分）</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画裁定</p>
⑤ 主な内容
<p>【石巻市地域外来検査センター診療事業の概要】</p> <p>石巻市地域外来・検査センターの受診者の有無については、当日予約を設けているため、診療開始時間の約 2 時間前にならないと確定ができない。</p> <p>よってセンターに勤務する医師は休診の決定がなされるまでの間、拘束される時間帯が生じ、自院における医療行為等が制限されることになるため、受診の予約が入らず休診となった場合においても委託料として支払うもの。</p> <p>1 対象者 石巻市地域外来・検査センターに従事する医師</p> <p>2 委託料 1 診療日あたり 1 1 千円</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】</p> <p>石巻市地域外来・検査センターの適正な運営により、石巻圏域における感染の拡大防止とともに検査体制の充実が図られる。</p> <p>【市財政への負担】</p> <p>令和 3 年度事業費 5 7 2 千円（1 1 千円×年間 5 2 日） （財源）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国 1 0 / 1 0）</p>

⑦ 他の自治体の政策との比較検討
【同様の事業の実施状況】 県内では栗原市、大崎市等、他県では岩手県北上市、釜石市等で実施
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和3年6月 市議会第2回定例会に補正予算案を提案 石巻市地域外来・検査センター医師報償金実施要領の策定 (告示の日から施行、令和3年4月1日から遡及適用)
⑨ その他